

情報通信審議会 情報通信技術分科会 電波有効利用委員会（第6回）

議事要旨

1 日時

令和7年10月8日（水） 12時30分～14時00分

2 場所

WEB会議

3 出席者（敬称略）

構成員：

藤井威生（電気通信大学先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター教授）、大谷和子（株式会社日本総合研究所執行役員法務部長）、黒坂達也（株式会社企代表取締役/慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任准教授）、猿渡俊介（大阪大学大学院情報科学研究科准教授）、瀧俊雄（株式会社マネーフォワード執行役員）、中島美香（中央大学国際情報学部教授）、西村真由美（公益社団法人全国消費生活相談員協会常務理事）、林秀弥（名古屋大学大学院法学研究科教授）、安田洋祐（政策研究大学院大学教授）

総務省：

湯本総合通信基盤局長、翁長電波部長、小川電波政策課長、山野基幹・衛星移動通信課長、五十嵐移動通信課長、豊重電波政策課調査室長、金子電波政策課携帯周波数割当改革推進室長、加藤国際周波数政策室長、宮澤重要無線室長、小原基幹通信室長、糸基幹・衛星移動通信課電波利用分析官、佐藤移動通信課移動通信企画官、松宮認証推進室専門官、田邊監視管理室長

4 配布資料

資料6－1 電波有効利用委員会報告（案）「周波数割当の在り方」（価額競争の実施方法）（概要）

資料 6－2 電波有効利用委員会報告（案）「周波数割当の在り方」（価額競争の実施方法）

資料 6－3 電波上空利用作業班の設置について（案）

参考資料 6－1 第5回電波有効利用委員会議事要旨

参考資料 6－2 今後の想定スケジュール

## 5 議事要旨

### （1）開会

### （2）委員会報告（案）「社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方」のうち「周波数割当の在り方」（価額競争の実施方法）について

資料 6－1 及び資料 6－2 に基づいて「価額競争の実施方法に関する検討作業班」の藤井主任から説明が行われ、報告案について、意見募集を実施することとされた。

（猿渡専門委員）

資料 6－1 の 2 ページについて、「具体的なイメージ」図の見方がよく分からぬが、各割当候補の中で全国枠と地域枠を 1 枠ずつ割り当てるという考え方か。全国枠と地域枠を 1 枠ずつ割り当てるとして、図のどこにどう該当するのか。

地域枠において、その地域の分け方はどのようにになっているのか。

この地域枠という考え方について、海外では実施事例はあるか。ある場合、どの国か。

（事務局）

割当候補となる帯域を、図の三つの矢印で示している。このうち全国枠の対象となるもの、地域枠の対象となるものを一つずつ、今後の実施指針の中で確定していく。そうすると一枠余ってしまうように見えるが、価額競争については、共用可能性が低い帯域も含めて、今後、移行等に向けた取り組みを進めた上で、適切な時期に引き続き実施していくことを考えている。そうしたことにも念頭に置きながら、今回は、全国、地域枠を 1 枠ずつ割り当てるということである。

地域枠の考え方についても、今後、本報告書の意見募集で頂いた意見等も踏まえながら、引き続き検討してまいりたい。その際、今回の価額競争では26GHz帯のミリ波ということで、スポット的な利用が想定されるため、そうした利用シーン等を考えながら、適切な地域の分け方については検討してまいりたい。

各国でも、地域ごとで周波数を割り当てるという事例は多々ある。

(瀧専門委員)

今回のような価額競争の取り組みを通じて、ある意味そもそも新しい領域の価格を発見し、プレイヤーがどのような価格を通じたビジネスモデルをしようとしているのか確認されていくものだと思っている。非常に重要な、ある種その次につなげていくために、色々な実験段階だとは思うが、そこからきちんとラーニングが起きるとよい。

具体的には、オークションそのものの目的もあるが、各プレイヤーが真意に基づいて応札をしているか、逆に言うと、顯示原理に基づいているか、悪い言い方をすれば、プレイヤーが嘘をつくようなインセンティブが発生していないかというのを、やはり丁寧に観察していく必要がある。

また、次の価額競争を実施するときに向けて、今回は非常にピュアなタイプのオークションというよりは、新規事業者や地域枠など、少し複雑な要素も入った実験でもあると承知していつため、そこから何が学べたのかというのをぜひこの応札の後に分析をしていただき、委員会のような場で御説明をいただければ幸いである。なにぶん経済学的にも非常に重要な取り組みだと思っており、応援している次第である。

(事務局)

まさにご指摘の通り、今回、我が国で初めての価額競争であることもあり、実施してみて、様々な課題も見えてくるのではないか。それをしっかりと次につなげていくということは、諸外国でも行われていることであり、我々も結果を受け止め、次につなげていく取り組みをしてまいりたい。

(黒坂専門委員)

これからチャレンジしていくという状況も含めて、ぜひ進めていただければと考えている。

今回の地域枠の導入は、総務省で5Gの目標設定の仕方を変えているところ、この変更後の新しい考え方にも沿ったものであり、より参入しやすくなるという可能性が高い。ネーションワイドよりは、地域で事業をするという人が、おそらく事業規模などの制約がより緩むであろうとすると、新しいイノベーションが生まれやすい状況であり、基本的に歓迎するべきだと考えている。一方で、参入しやすくなるということは、失敗しやすくなったり、退出しやすくなったりということもあるかと思う。原則として、私自身は、そのような出入りがあることは概ねポジティブに評価するべきかとは思っているが、政策の観点から、従来よりも退出やギブアップが発生しやすいこのような状況について、どのようにお考えか、ご説明いただきたい。

(事務局)

1ページのとおり、今般の価額競争は、シンプルに高い価格を申し入れた者を落札者とし、周波数を割り当てるという制度である。御指摘いただいた退出の際には、これまでの特定基地局開設制度では取消しのハードルが高かったが、今回の価額競争については、認定の取消しも制度上比較的容易に可能となるような仕組みにしている。そのため、参入のハードルが低く、退出もそれにバランスの取れたものとして制度設計をしている。こうした制度の運用を通じて、特に高い周波数帯を活用したサービスやネットワークの柔軟な展開、それによるイノベーションの促進につなげていきたい。

(事務局)

今般の電波法改正においては、価額競争によって割り当てられた周波数を使用する無線局を運用しないこととなつたため認定を受けている必要がなくなったときは、事業者自らが、認定を取り消すべき旨の申請をすることができるという仕組となつている。

かつて、価額競争の制度設計を議論するために開いていた総務省の有識者会議においても、6GHzを超える高い周波数帯における価額競争の導入にあたっては、価額競争によって割り当てられた周波数を活用した事業が、仮にうまくいかなかつた場合、その周波数を他の事業者にも活用いただけるような柔軟な仕組を

検討していくことが必要ではないかという御意見もあったと承知している。そのような趣旨も踏まえて電波法の改正を行ったという経緯がある。

(林専門委員)

今回、価額競争が初めて導入されるということは非常に意義深いことであり、ここで得られた知見をもとに、しっかりとP D C Aサイクルを回し、何か不都合があれば不断の見直しをするという、柔軟なスタイルで対応していただきたい。

5ページの「競争阻害的行動の抑止措置」について、非常に重要な話だと思う。特に、「②情報交換・取り決めの禁止」について、誓約書の提出や通報義務等が例示されているが、この手のスキームがワークをするためには、やはりアメリカムチが欠かせず、違反の発覚と抑止という二つが重要である。独占禁止法では、リニエンシーのような制度があるが、その意味では、通報義務を課すという場合も何かしらのインセンティブを与える、あるいは制裁措置についても当該価額競争からの排除だけで良いのかなど、もう少し制裁を強化していくべきではないか。報告書については承知したが、それが機能するかどうかはまた別の話であるため、制度設計をもう少し詳細に詰めていただく必要があると考える。

(事務局)

御指摘を踏まえ、さらに詳細に制度設計を検討してまいりたい。御指摘のとおり、違反をした場合の制裁措置として、価額競争からの排除のほかに、例えば、電波法上、当該価額競争の公正を害すべき行為を行ったときなどについては罰則等が適用される。そして、罰則を受けた者は、無線局の免許人の欠格事由にも該当する。こうした全体的な制度を踏まえながら、競争阻害的行動の抑止措置を講じてまいりたい。

(安田専門委員)

作業班の構成員として、他の専門委員の御意見に若干の補足を申し上げる。

猿渡専門委員の御質問に関して、諸外国を見ると、地域枠で割り当てている国も多いが、全国枠の国もある。今回、一つを全国枠、一つを地域枠としたことの背景には、既存事業者を中心に全国枠を要望し、潜在的な新規参入企業は地域枠を要望していたということで、それぞれが使いやすい周波数帯を分け、同時に新

規参入を促す、イノベーションを起こすために、既存のプレイヤーだけではなく、新しい活用の仕方を訴求するという意味で、地域枠に関しては既存事業者は入札できず新規参入者しか入札できない、取り置きのようなことを考えたことがある。このような全国枠と地域枠を双方同じオークションで配分をし、かつ片方には参加できる・できないという非対称的な取扱いをするタイプの周波数オークションは、世界で初ではないかと思う。そういったところを、ヒアリングと作業班での議論を踏まえて、最終的なデザインに至ったという経緯がある。

瀧専門委員の御要望に関して、検証が必要ではないかということはおっしゃる通りだと思う。作業班においても、入札にまつわる不具合が起こらないようなかたちで、色々と検討は進めているが、きちんと企業が自分たちの支払い意思額、どれぐらい収益性があるかということに基づいて入札行動をしているかを、できる範囲で事後的に検証するべきである。もっとも、本音でどれぐらい経済価値があるかを直接聞き出すことは難しい。例えば、X社にとってこの周波数体系の価値はいくらであるかを、事後的に何かヒアリングをしたとしても、正直に金額を教えてもらえるとは限らない。しかし、間接的に、事業価値にある程度基づいて入札をしているかを検証する方法はあるかもしれない。例えば、既存事業者の費用構造や、ミリ波帯域でどれくらい投資をしているかという情報をもとに、およその収益性や、A社とB社を比較してどちらの方が収益性が高そうかという外形的に判断できる要素が仮にあったとして、実際の入札での振る舞いを見たときに、明らかにその客観情報から予想される経済価値とは異なる入札行動をとっていたりすると、これは正直に入札したのかが若干怪しくなるということを、後から検証することができるかもしれない。したがって、直接、きちんと正直に入札しているのかを見破るのはかなり難しいが、ある程度間接的な検証は事後的にも可能かもしれないため、2回目以降の入札に生産的な形でつなげていくためにも、そういった事後的な検証に取り組んでいただきたい。

(藤井主査)

作業班の主任として関わった。まず初めてのオークションというところと、26GHz帯という周波数の特性、さらに地域枠というかたちで、参入する方の規模も小さくなるということから、シンプルでわかりやすく、かつ運用できるような

ものというところで、皆様かなり活発に議論いただいて、報告案のようにまとまっている。この後、運用ということになった時に、また様々な課題が出てくると思うが、総務省とも連携しながらいいものにできるとよい。

#### (3) 電波上空利用作業班の設置について

資料6－3に基づいて事務局から説明が行われた後、以下の質疑応答があり、「電波上空利用作業班」を設置することとなった。

(猿渡専門委員)

大きめの商用のドローンには当然しっかり対応されるだろうが、最近ドローンを無線でコントロールする研究をし始めているところ、研究開発の促進のために小型のドローン、例えば競技用のドローンを使うときに、この電波の周波数帯は日本では使えないことが多い。そのため、国際標準になるよりも手前の非常に小さなホビー用途等のドローンでも、できるだけ世界と足並みをそろえて、日本で使うときに障壁にならないようにする仕組みを検討することが、これからドローンの市場や研究開発を日本の中でも促進させるためにも重要ではないか。

(事務局)

御指摘はまさに重要な点であり、こういった空の利用のための電波利用インフラについて、どういったところに課題があり、どういう対応が必要なのかを洗い出していくことが、本作業班の目的である。御指摘のように、小型のドローンについては、携帯電話やWi-Fiの通信システムを使うものが多いところ、総務省でこれまでも制度改正を行っており、一定の手当は進んできていると認識しているが、まだ足りないところあれば、御指摘をいただきたい。また、作業班の中で、対応できるところを洗い出したうえで、検討を進めてまいりたい。

#### (4) 閉会